

平成 29 年 5 月 12 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 白川 真 殿

(商号又は名称) J P 投信株式会社
(代表者) 代表取締役社長 清野 佳機 ⑩

正会員の財務状況等に関する変更届出書

貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イ (第 18 号イ) の規定に基づき、平成 29 年 1 月 17 日付で提出した正会員の財務状況等に関する届出書について、平成 29 年 4 月末日付で当社が運用する投資信託の純資産額の合計額に 30%以上の増減があったため、同規則第 10 条第 1 項第 18 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額 (平成 29 年 4 月末日現在)

資本金の額	5 億円
会社が発行する株式の総数	100,000 株
発行済株式総数	20,000 株
最近 5 年間ににおける主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

取締役は、株主総会の決議により選任されます。取締役の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとします。

取締役会は、当社を代表する取締役およびその他の役付取締役を選定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役がこれを招集し、議長となります。代表取締役に事故あるとき、または欠員であるときは、あらかじめ取締役会の決議により定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たります。

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(b) 投資運用の意思決定機構

PLAN：計画

代表取締役社長を委員長とする商品委員会において、ファンドの運用の基本方針や運用ガイドラインなどを策定します。ファンドマネジャーは、決定された運用の基本方針等に基づいて運用計画を月次で策定し、代表取締役社長が承認します。

DO：実行

ファンドマネジャーは、決定された運用計画に沿ってポートフォリオの構築などファンドの運用を行うとともに、ファンドの運用状況を管理します。

ファンドマネジャーは、運用者としての行動基準および禁止行為等が規定された資産運用業務規程を遵守することが求められます。

運用部長は、ファンドの運用が運用計画に沿って行われていることを確認します。

CHECK：検証

運用部長は、ファンドマネジャーより適宜運用状況についての報告を受け、必要に応じて改善策の検討等を指示します。

また、法令等や運用ガイドラインの遵守状況等については、運用部門から独立した業務部がモニタリングを行います。モニタリング結果は、パフォーマンスレビュー委員会に報告されます。

モニタリングの結果は、速やかに運用部にフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

なお、平成 29 年 4 月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	4	25,839,199,681
合計	4	25,839,199,681

3. 委託会社等の経理状況

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに、同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。

(2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(3) 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期（平成27年8月18日から平成28年3月31日まで）の財務諸表ならびに第2期中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の監査及び中間監査を受けております。

平成 28 年 5 月 27 日

JP投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 英 之
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJP投信株式会社の平成27年8月18日から平成28年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JP投信株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成 28 年 11 月 30 日

JP投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 英 之
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJP投信株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、JP投信株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

当事業年度		
(平成28年3月31日)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金	※2	797,550
前払費用		2,929
未収委託者報酬		2,749
未収消費税等		11,970
その他		6,916
流動資産計		822,117
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	3,952
器具備品	※1	8,344
無形固定資産		
ソフトウェア		11,493
投資その他の資産		
その他		8,743
固定資産計		32,534
資産合計		854,652
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	※2	1,598
その他未払金	※2	43,399
未払法人税等		2,006
その他		150
流動負債計		47,155
負債合計		47,155
純資産の部		
株主資本		
資本金		500,000
資本剰余金		500,000
資本準備金		500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		△ 192,502
純資産合計		807,497
負債・純資産合計		854,652

(2) 損益計算書

(単位：千円)

		当事業年度	
		(自 平成27年 8月18日	
		至 平成28年 3月31日)	
営業収益			
委託者報酬			2,546
営業収益計			2,546
営業費用			
支払手数料	※1		1,480
広告宣伝費			54,660
調査費			
調査費			431
委託調査費			926
委託計算費			12,421
営業諸雑費			
通信費			1,151
印刷費			28,448
協会費			5,092
その他			9,281
営業費用計			113,894
一般管理費			
給料			
役員報酬	※1		23,714
給料・手当	※1		27,822
法定福利費			101
福利厚生費			199
業務委託費			4,017
交際費			254
旅費交通費			6,967
租税公課			6,470
不動産賃借料			2,466
固定資産減価償却費			1,827
消耗品費			4,952
支払報酬料			740
諸経費			1,470
一般管理費計			81,007
営業損失			192,356
営業外収益			
受取利息			8
投資有価証券売却益			13
営業外収益計			22
経常損失			192,333
税引前当期純損失			192,333
法人税、住民税及び事業税			169
当期純損失			192,502

(3) 株主資本等変動計算書

当事業年度（自 平成27年 8月18日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高							
当期変動額							
新株の発行	500,000	500,000	500,000			1,000,000	1,000,000
当期純損失				192,502	192,502	192,502	192,502
当期変動額合計	500,000	500,000	500,000	△ 192,502	△ 192,502	807,497	807,497
当期末残高	500,000	500,000	500,000	△ 192,502	△ 192,502	807,497	807,497

【注記】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～18年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

2 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等に関する注記)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)については、以下のとおり適用する予定であります。

1 概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものであります。

2 適用予定日

当社は、当該適用指針を平成28年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

3 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、ありません。

(貸借対照表に関する注記)

1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	257 千円
器具備品	958 千円
2 関係会社に対する資産及び負債	
(1) 流動資産	
預金	797,550 千円
(2) 流動負債	
未払手数料	1,598 千円
その他未払金	6,854 千円

(損益計算書に関する注記)

1 関係会社との取引高	
支払手数料	1,480 千円
役員報酬	11,869 千円
給与・手当	20,545 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における発行済株式の総数

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式	10,000 株	10,000 株	—	20,000 株

(変動事由の概要)

第三者割当増資による新株発行による増加 10,000 株

(税効果会計に関する注記)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金及び繰延資産償却超過額であります。繰延税金資産の純額と同額の評価性引当額を計上しております。

繰延税金資産	(千円)
繰越欠損金	170,723
繰延資産償却超過額	14,426
繰延税金資産 合計	185,149
繰延税金負債	
その他	△2
繰延税金負債 合計	△2
評価性引当額	△185,146
繰延税金資産の純額	—

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上したため、記載を省略しております。

3 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 13 号)が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.26%から、平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 30.86%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については 30.62%となります。

(資産除去債務に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については流動性の高い預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

また、資金調達については借入によらず、株式の発行により行う方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、関係会社に対するものであり、短期の預金であることから、市場リスクは僅少であると認識しております。また、事業に必要な運転資金については、資金管理部署による計画に基づく手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

なお、当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、信用リスクは僅少であると認識しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	797,550	797,550	—
(2) 未収委託者報酬	2,749	2,749	—
資産計	800,300	800,300	—
(3) 未払手数料	1,598	1,598	—
(4) その他未払金	43,399	43,399	—
負債計	44,998	44,998	—

注：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金及び(2) 未収委託者報酬

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(3) 未払手数料及び(4) その他未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券に関する注記)

事業年度中に売却したその他有価証券（自平成27年8月18日 至平成28年3月31日）
(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計	売却損の合計
投資信託	3,000	13	—

(関連当事者情報)

1 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金、出資金又は基金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	㈱ゆうちょ銀行	東京都千代田区	35,000	銀行業	被保有 直接45%	役員を受入 出向者の受入 投資信託の募集 の取扱及び投資 信託に係る事務 代行の委託等	人件費 の支払	18,795	その他未 払金	4,048
							事務代 行手数料 の支払	1,480	未払手 数料	1,598
その他の関係会社	三井住友 信託銀行 ㈱	東京都 千代田 区	3,420	銀行業	被保有 直接30%	役員を受入 出向者の受入	人件費 の支払	13,618	その他未 払金	2,806
その他の関係会社の子会社	野村アセ ットマネジ メント㈱	東京都 中央区	171	投資助 言・代 理業及 び投資 運用業	なし	役員を受入 出向者の受入	人件費 の支払	13,194	その他未 払金	—

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 人件費については、当社の給与規程に基づいて金額を決定しています。

(2) 投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 子会社及び関連会社等

重要な該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

重要な該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

重要な該当事項はありません。

- 2 親会社又は重要な関連会社
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

- 1 セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

- 2 関連情報

- (1) サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

- (2) 地域ごとの情報

- ①営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

- ②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

- (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

- 3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

- 4 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

- 5 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額	40,374 円 85 銭
1 株当たり当期純損失	11,643 円 55 銭

潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

1 株当たり当期純損失の算定上の基礎

損益計算書上の当期純損失	192,502 千円
普通株式に係る当期純損失	192,502 千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	16,533 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間
		(平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		657,955
前払費用		2,036
未収委託者報酬		3,035
未収消費税等		4,972
その他		9,302
流動資産計		677,303
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	3,664
器具備品	※1	7,735
無形固定資産		
ソフトウェア		10,283
投資その他の資産		
その他		8,743
固定資産計		30,427
資産合計		707,730
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料		1,765
その他未払金		26,519
未払法人税等		2,770
その他		150
流動負債計		31,205
負債合計		31,205
純資産の部		
株主資本		
資本金		500,000
資本剰余金		
資本準備金		500,000
資本剰余金計		500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		△ 323,474
利益剰余金計		△ 323,474
純資産合計		676,525
負債・純資産合計		707,730

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間	
	(自 平成28年 4月 1日	
	至 平成28年 9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		30,408
営業収益計		30,408
営業費用		
支払手数料		17,679
広告宣伝費		5,918
調査費		
調査費		82
委託調査費		4,302
委託計算費		10,154
営業諸雑費		
通信費		1,455
印刷費		13,092
協会費		229
その他		12,283
営業費用計		65,198
一般管理費		
給料		
役員報酬		30,328
給料・手当		36,267
法定福利費		160
業務委託費		6,144
交際費		261
旅費交通費		4,792
租税公課		3,043
不動産賃借料		5,953
固定資産減価償却費	※1	2,680
消耗品費		1,979
支払報酬料		4,614
諸経費		151
一般管理費計		96,376
営業損失		131,167
営業外収益		
受取利息		1
雑収入		322
為替差益		16
営業外収益計		340
経常損失		130,826
税引前中間純損失		130,826
法人税、住民税及び事業税		145
法人税等合計		145
中間純損失		130,971

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	500,000	500,000	500,000	△ 192,502	△ 192,502	807,497	807,497
当中間期変動額							
中間純損失				130,971	130,971	130,971	130,971
当中間期変動額合計	—	—	—	△ 130,971	△ 130,971	△ 130,971	△ 130,971
当中間期末残高	500,000	500,000	500,000	△ 323,474	△ 323,474	676,525	676,525

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物付属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得する建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～18 年

器具備品 3～20 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

2 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日）を当中間会計期間に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物付属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日）を当中間会計期間から適用しております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (平成 28 年 9 月 30 日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	544 千円
器具備品	2,140 千円
計	2,685 千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	1,470 千円
無形固定資産	1,210 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	20,000 株	—	—	20,000 株

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については流動性の高い預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

また、資金調達については借入によらず、株式の発行により行う方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、関係会社に対するものであり、短期の預金であることから、市場リスクは僅少であると認識しております。また、事業に必要な運転資金については、資金管理部署による計画に基づく手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

なお、当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、信用リスクは僅少であると認識しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

当中間会計期間（平成 28 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	657,955	657,955	—
(2) 未収委託者報酬	3,035	3,035	—
資産計	660,991	660,991	—
(3) 未払手数料	1,765	1,765	—
(4) その他未払金	26,519	26,519	—
負債計	28,285	28,285	—

注：金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金及び(2) 未収委託者報酬

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(3) 未払手数料及び(4) その他未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(セグメント情報等)

1 セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 関連情報

(1) サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1株当たり純資産額および算定上の基礎ならびに1株当たり中間純損失金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当中間会計期間 (自 平成28年4月1日) 至 平成28年9月30日)	
1株当たり純資産額	33,826円27銭
1株当たり中間純損失	6,548円58銭
(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益の金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	
1株当たり中間純損失の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失	130,971千円
普通株式に係る中間純損失	130,971千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	20,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 平成29年5月29日

作成基準日 平成29年4月30日

本店所在地 東京都中央区日本橋本町一丁目5番11号

お問い合わせ先 管理部